

歌舞伎としての原発政策

—— 原発政策の背後にある制度的構図¹⁾ ——

仮 屋 広 郷^{*}

- I はじめに
- II 原発は軍事技術
- III 原発をめぐる構図——歌舞伎を支える政・官・産・学・メディア
- IV そして今——「第6次エネルギー基本計画」
- V おわりに

「日本の政治の意思決定は歌舞伎だ」（黒川清）

I はじめに

冒頭にあるのは、国会事故調²⁾の委員長を務めた黒川清が、アメリカ科学振興協会（American Association for the Advancement of Science）から2012年度の「科学の自由と責任賞（Award for Scientific Freedom and Responsibility）」を受けた——国会事故調チームを代表しての受賞（受賞理由は、日本のガバナンスと社会に深く根付いた慣習に勇気を持って挑んだことである）——ときの授賞

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第21巻第2号2022年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 藤田友敬（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、原発問題がルール形成のあり方を考える上で興味深い素材を数多く提供していることを指摘している（拙稿「コロナ・パンデミックの振り返りのために——制度のダイナミクスを見るための補助線の追加——」一橋法学21巻1号（2022年）37頁以下、57頁注35に引用されている藤田のコメントを参照）。私も同じ意見である。原発問題は、現象の背後にある制度的構図に目を向け、制度のダイナミクスを分析するトレーニングのための格好の素材を提供していると思う。
- 2) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法を根拠とし、国会の承認を経て組織された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の略称。

式での言葉である³⁾。授賞式の挨拶において、黒川は、次のような趣旨の話をしたようである。

言うまでもなく、歌舞伎は非常に洗練された芸術です。ただ、そこで演じられるのは、きらびやかな衣装や化粧で彩られた虚構の世界。日本の原発政策は、政府、原子力産業、さらに国内メディアや学者も取り込んだシナリオができていて、皆が一体となってシナリオ通りに演じていました。まるで歌舞伎のように。そうやって日本国民を騙してきたことが、今回の福島第一原発事故ですべて露見したのです⁴⁾〔。〕

さらに、黒川は、こう述べている。

歌舞伎は素晴らしい古典芸能だが、国家の統治、企業の統治がそれでは困るのである⁵⁾。

そのとおりである。そこで、本稿では、「日本の原発政策が歌舞伎のようになるのはなぜか」という問題意識から、歌舞伎を支えるメカニズム——原子力発電事業の背後にある制度的構図——を探ってみようと思う⁶⁾。

Ⅱ 原発は軍事技術

原発問題を、単なるエネルギー問題と捉える向きがあるが、そうすると、視界からかき消されて見えなくなるものがある。宮台真司（社会学者で東京都立大学教授）は、日本人に今なこうした向きがあることを踏まえて歴史を振り返り、「『アメリカの工作』『反対勢力の分裂』『アメリカに連動する推進勢力』という3

3) 黒川清『規制の虜——グループシンクが日本を滅ぼす』（講談社、2016年）160頁・166頁を参照。なお、冒頭の言葉は、同書166頁から引用した。

4) 黒川・前掲注3）166頁から引用。

5) 黒川・前掲注3）166頁から引用。

- 6) この小論の本論に入る前に、まずは、本論文集が献呈される4人の先生方——阿部先生・中窪先生・野田先生・バイヤー先生——からこれまでいただいたご厚誼に、深い感謝の意を表しておきたい。

中でも、野田先生には、言葉では言い尽くせないほど大変お世話になった。この場をお借りして、心からお礼を申し上げたい。こう言っでは野田ゼミの学生さんたちに申し訳ない気もするが、ゼミの学生さんの中でさえも、私以上に野田先生と語り合ったことがある人は少ないのではないと思う。「ちょっとよろしいですか?」と先生の研究室のドアをノックしては、長々とお邪魔し、夜の9時になってしまったというようなことはしばしばで、時には11時頃にまでなってしまったこともある。先生の大切な研究時間を大量に奪うことになってしまい、はなはだ申し訳ない気持ちもあるが、私にとってはとても貴重な時間であり、忘れがたい思い出にもなっている。

実は、この記念論文集に寄稿させていただく小論のテーマとして原発問題を選択した最大の理由は、本論文集が献呈される先生方のお一人が野田先生だったからである。思い出話を書いしまうと長くなりそうなので、本稿のテーマ選択の経緯にかかることを少しだけ記させていただくことにしたい。

野田先生のお誘いにより、私は、「非常時における適切な対応を可能とする社会システムの在り方に関する社会科学的研究」というテーマ——この研究テーマは日本学術振興会の「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業（実社会対応プログラム）」において、同事業の委員会が提案したものである——を掲げるプロジェクト（2013年度～2015年度）のメンバーの一員となった。研究プロジェクトチームは、一橋大学の経済学研究科の研究者を中心メンバーとする経済学班と、法学研究科の研究者を中心メンバーとする法学班から構成され、法学班のリーダーが野田先生であった。その研究成果は、齊藤誠＝野田博編『非常時対応の社会科学——法学と経済学の共同の試み』（有斐閣、2016年）にまとめられている。福島第一原子力発電所事故を踏まえて、野田先生は、「汚染水問題への対応——技術選択、およびリスク対応に伴う合意形成を中心として」という論文を寄稿された（同書156頁以下）。私は、『「原子力損害の賠償に関する法律」の制度的背景——適切なアレンジメントを妨げた要因の探求」という小論を寄稿した（同書257頁以下）。

野田先生が私を誘ってくださった理由は、私がこの研究プロジェクトに参加させていただく直前まで、「一橋大学 資源エネルギー政策プロジェクト」——橘川武郎先生（当時本学商学研究科教授）を座長として始まり、橘川先生の退職で、座長が高橋滋先生（当時本学法学研究科教授）に引き継がれた——という研究会に参加していたことをご存じだったからである（拙稿「リスク管理と取締役の責任——会社法学から見た福島第一原発事故——」一橋法学12巻2号〔2013年〕53頁以下は、2012年末に行われたこの研究会での報告を基礎とする小論）。

ともかく、野田先生のお誘いがきっかけで、私は、引き続き原発問題を研究することになった。その結果、私は、それまでの自分が「いかに物事を見ようとしていなかったか」ということを思い知らされることとなった（拙稿「若い読者たちへ——『物事は見ようとするから見えるのだ』」法学セミナー795号〔2021年〕34頁以下は、自分自身の経験を踏まえて若者に向けて発したメッセージである）。この研究プロジェクトに参加していなければ、「原発問題が日本の縮図となっていること」（拙稿「歪められる制度：原発問題は日本の縮図——制度は常に力ある者に味方する」法律時報92巻7号〔2020年〕62頁以下を参照されたい）、私が気がつくことは恐らくなかったであろうと思う。

要因の絡み合いの中で『原爆のための原発』図式が維持されてきたこと」を述べている⁷⁾。

「『原爆のための原発』図式が維持されてきた」というと、驚く人がいるかもしれないが、「潜在的な核抑止力」という言葉——原発は軍事に転用できる技術（機微技術〔sensitive technology〕）⁸⁾であり、それが潜在的な抑止力になるという安全保障の観点から、「国家として、いざとなったら何時でも原爆を作ることができる能力を引き上げておくことの重要性」を正当化するために用いられる言葉——があることから分かるように、「原発の問題は原水爆の問題と密接に結びついている」⁹⁾という事実がある¹⁰⁾。

核の本質は、その破壊力・暴虐性にある¹¹⁾。その力を利用すれば、強大な殺戮兵器もできる。そして、第二次世界大戦中には、ナチスが原爆を手に入れる前に先手を打つ必要があるとの問題意識から、マンハッタン計画——アメリカで1942年9月から本格的に始まった原爆製造計画で、この計画を転換点として、科学は国家的な営為となり巨大化したといわれる¹²⁾——が動き出すことになる。こうしたナチスの脅威を背景とする原子力開発のスタートについて、高木仁三郎（核化学者で脱原子力運動を象徴する人物）¹³⁾は、こう述べている¹⁴⁾。

野田先生との思い出がつまっており、私自身深い思い入れがある原発問題に、もう一度向き合ってみようという思いから、本稿のテーマとしてこれを選択した次第である。

7) 宮台真司『社会という荒野を生きる。』（KKベストセラーズ、2018年）164頁～176頁参照。「」内の文章は、176頁から引用。

8) こうした技術は、民生技術を軍事でも使うという「二通りの使い道」という意味で「デュアル・ユース（dual use）技術」と呼ばれることもある（望月衣塑子『武器輸出と日本企業』〔KADOKAWA、2016年〕14頁参照）。

9) 宮台・前掲注7）166頁から引用。

10) こうした事実については、拙稿・前掲注6）（斎藤＝野田編）270頁～277頁も参照されたい。

11) 高木仁三郎『原子力神話からの解放——日本を滅ぼす九つの呪縛』（講談社、2011年）39頁参照。

12) 高木・前掲注11）36頁参照。

13) 高木は、1997年に、もう一つのノーベル賞と言われるライト・ライブリフッド賞（Right Livelihood Award）——スウェーデンの財団が年に1回、「現在直面している緊急の問題について現実的かつ優れた回答を示した者」に対して授与する国際的な賞——を受賞している。

14) 以下は、高木・前掲注11）40頁～41頁から引用。

それは、原子力の開発にとって非常に不幸なスタートであったことも間違いないと思います。人々は安全とか、人間の命にとってどうかということな
こと、あるいはそこから生まれてくるもろもろの放射性物質が、その後の地球の環境や人間にどういう影響を与えるかを考えるよりも、まず、いちはやく巨大な力を手に入れることを重視しました。破壊力としてのこのエネルギーを手に入れることが開発の動機づけになったのです。

しかも、計画全体が核兵器開発というある特殊な、秘密のベールに覆われたなかで進められざるをえませんでしたから、最初からオープンな議論や情報
の公開なしに、極秘裏に事が進んでいったのも不幸なことでした。このことが、原子力のその後の発展のなかに、あとからは修正できない、さまざまな歪みを残してしまったと言えると思います。

ここまで述べてきたところからも、かつて、私が、原子力発電には軍事利用が絡んでいるため、「いくら危険であろうと、金がかかろうと、やるからにはやる、
という話になり、また、そういう話は正面切ってはやりにくいので、姑息なレトリックを使って本質を隠す、ということが起こりがちになる……。さらに、この場合、結論ありきで（国家政策における最重要課題は安全保障であるとの判断のもとに……）議論が進められ、ある観点からの正論（たとえば、採算性がないなど）が主張されても、それは入れられない可能性が高くなる」¹⁵⁾と論じた理由が、
いくらか読者に伝わったのではないかと思う¹⁶⁾。しかし、「『原爆のための原発』図式が維持されてきたこと」や「日本の原発政策は、皆が一体となってシナリオ通りに演じられること」を理解してもらうには、まだ不十分であると思うので、
今度は、戦後の動きに目を向けてみよう。

山本義隆（元東大全共闘代表で、駿台予備学校において物理学を講じている科学史家）はこう語っている¹⁷⁾。

15) 拙稿・前掲注6)（斎藤＝野田編）279頁から引用。

16) 拙稿「原発問題と会社法——取締役の対第三者責任見直し論によせて」法律時報91巻2号（2019年）97頁以下、101頁注38も参照されたい。

17) 以下は、山本義隆『近代日本一五〇年——科学技術総力戦体制の破綻』（岩波書店、2018年）262頁～263頁から引用。

朝鮮戦争が事実上終結した1953年、8月にソビエト連邦が水爆保有を公表したのちの12月の国連総会において、米国のアイゼンハワー大統領は、「アトムス・フォア・ピース平和のための原子力」のスローガンで、核情報の一部の公開と国際機関による核の共同管理を訴えた。実際には、核の共同管理は棚上げにされ、それにかわって米国から西側友好国にたいして二国間協定による核技術と核物質の供与が提唱されることになる。ここに、「原子力の平和利用」——正確には「非軍事利用」ないし「民生用利用」——の流れが生まれ、原子力発電普及の機運が生じてくる。

アイゼンハワー演説の背景には、ソ連の水爆実験だけではなく、その年、原爆製造のためのプルトニウム生産用に開発した原子炉の発電への転用計画を、英国が米国に先駆けて表明したことがあった。国際的原発市場の主導権争いが始まっていたのだ。アイゼンハワーの目的は、マンハッタン計画に投入した膨大な国家資金を回収するために、米国企業による核ビジネスを立ちあげ、英国を制して世界の原発市場を掌握することにあった。つまり、「平和のための原子力」は、戦時下で形成された米国の産軍複合体、とりわけ原爆製造過程で生まれた核関連企業のためのものであり、その出発点から矛盾に満ちたものであった¹⁸⁾。

山本の述べるところから、原子力の商業利用が、大きな政治目的を持って、上から導入されていったことが分かる。

通常、産業技術——たとえば蒸気機関や内燃機関を想起されたい——は、産業経済的な必要性から生まれる。すなわち、実際の産業性と結びつきながら、技術が徐々に発展していき、それが社会で試されながら悪いところは改善され、経済的に成り立つかどうかのチェックを受けつつ、社会的にもフィットした技術が商業利用の技術として定着していく¹⁹⁾。ところが、原子力はそうではない。高木は、こう述べている²⁰⁾。

〔原子力は、〕いきなり政治的に、開発すべきであるという状況が与えられてしまいます。それに対する技術の備えとか産業的な備えなどはまったくな

かったけれども、政治的に上から「平和利用」というのを、これはかなり強引に押しつけられてきました。

このような経過の背景には、国家権力と、産業資本というよりは金融資本の思惑がありましたが、国際的にもそういう流れが強かったようです。

ともかく、アイゼンハワーの呼びかけに答え、日本の政治家・財界も原子力開発に向かって走り出すことになる。こうして、「科学という実態もなく、技術という実態もないまま、あるいは産業的基盤もないままに、上からの非常に政治的な思惑によって、さらにそれに乗った（あるいは乗せられた）三井、三菱、住友といった旧財閥系列絡みの銀行を中心とした金融資本系列によって、原子力グル

-
- 18) 「平和のための原子力」が言われた 1950 年代当時、皆が核兵器に反対してはいたものの、「原子力の平和利用」には多かれ少なかれ賛成する人がほとんどであった。そのような時代に、核兵器よりも原子力技術が世界に浸透し、われわれの生活の中に入ってくることの方がもっと恐ろしいことを、すでに語っていた哲学者がいる。マルティン・ハイデガー、その人である。

哲学者の國分功一郎（東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授）は、「この洞察と、周囲に流されない姿勢は瞠目に値する」（國分・後掲書 79 頁から引用）と述べている。國分がこのように評するのは、「哲学者でさえも、核兵器については論じても原子力という技術そのものについてはほとんど考察していなかった」（國分・後掲書 50 頁から引用）時代に、自分を取り巻く空気に抗って思考することができたのが、ほかならぬハイデガーであったからである。

「ハイデガーと 1950 年代の思想」については、國分功一郎『原子力時代における哲学』（晶文社、2019 年）78 頁～97 頁を参照されたい。

なお、ハイデガーは、「黒ノート」——ナチスが政権をとる直前の時期から、1976 年に逝去するまで書き続けられた 34 冊のノート——の刊行により、本物のナチスの支持者であったとして厳しく批判されている——たとえば、マルクス・ガブリエル（ボン大学哲学正教授）は、ハイデガーは第三帝国の真のイデオログであり、人々が想像していたよりも、ずっと深いところでナチスに関わっていたとし、戦後のドイツでナチスが力を維持できるように援助していたことなどを指摘して、激しく批判している——が、「原子力の平和利用」「核の平和利用」という欺瞞的な名称を許す時代の雰囲気蔓延している最中に、「その時代の思想」に抗って思考し、原子力という技術がどのような意味を持っているのか、その意味を考えようとしめない人々に対して警鐘を鳴らしていたことは事実であり、その点は、國分がそうであるように、正當に評価すべきであると思う。

なお、ガブリエルの発言は、中島隆博（東京大学東洋文化研究所教授）との対談におけるものを参照した。マルクス・ガブリエル＝中島隆博『全体主義の克服』（集英社、2020 年）88 頁～103 頁を参照。

- 19) 高木・前掲注 11) 73 頁参照。
20) 以下は、高木・前掲注 11) 73 頁～74 頁から引用。

ープができ……、そこで何かやって原子力を商売にしろ、みたいな話で原子力開発が進んでいった」²¹⁾のが日本の原子力産業の歴史である。

高木は、この歪んだ歴史が、「議論なし、批判なし、思想なしの『三ない主義』」を大きな要素とする現場の無方針となって現われ、「俗に〈原子力村〉とよばれるような、奇妙な共同体」が形成される理由でもあったとしている²²⁾。

さて、原子力の「軍事利用」と「平和利用」という二分法は、戦後広く語られてきた。しかし、軍事技術と非軍事技術の境界は曖昧であり、核兵器が誕生した戦後世界において、原子力は、日本が帝国主義列強クラブのメンバーに返り咲くための有効な手段であると考えられていたことに注意が必要である。すなわち、日本の支配層には、原爆保有を「超大国の証」ととらえ、核技術と原子力発電の保有をそれに次ぐ「一流国家のステータス・シンボル」と捉える立場がある、ということである²³⁾。それは、岸信介（「昭和の妖怪」と呼ばれた内閣総理大臣）の潜在的核武装論に現われている。山本義隆は述べている。

岸が唱えた、その気になればいつでも核武装できる状態に日本をしておくというこの「潜在的核武装」路線は、「すべての産業能力は潜在的軍事力である」というかつての総力戦思想を踏襲したものであり、これこそが、技術的にもきわめて困難で超多額の経費を要する核燃料の再処理と増殖炉建設に日本が固執し続けてきた裏の理由であり、政治の世界において原子力開発が推進されてきた背景である²⁴⁾。

山本が、宮台と同じく、「『原爆のための原発』図式が維持されてきたこと」を述べていることは言うまでもない。ここでは、「『原爆のための原発』図式」をよりよく理解するために、少し長くなるが、「再処理」と「増殖炉」についての山本の説明を見ておこう²⁵⁾。

21) 高木仁三郎『原発事故はなぜくりかえすのか』（岩波書店、2000年）39頁から引用。

22) 高木・前掲注21）39頁～40頁参照。「 」内の言葉は、いずれも39頁から引用。

23) 山本・前掲注17）266頁参照。

24) 山本・前掲注17）269頁から引用。なお、岸のスタンスについては、拙稿・前掲注6）（斎藤＝野田編）271頁～272頁も参照されたい。

天然ウランはウラン 238 とウラン 235 の同位元素からなり、核分裂する、つまり「燃える」のは後者のみである。しかし後者の含有率はきわめて少なく、日本の商業用原子炉（軽水炉）では、「燃料」としてウラン 235 の含有率を高めた「濃縮ウラン」を米国から購入している。このウラン 235 の核分裂のさいに出てくる中性子がウラン 238 に吸収されるとプルトニウム 239 が作られ、これも核分裂性である。したがってこのプルトニウム 239 とウラン 238 をうまく使い、プルトニウムが核分裂をしたさい出てくる二つあまりの中性子のひとつが他のプルトニウム 239 に吸収されることで連鎖反応を続け、いまひとつがウラン 238 に吸収されることにより新たにプルトニウム 239 が作られるようにすれば、理論上では、燃料が「消費され」ながら同時に「生成される」ことが期待され、その意味で「増殖炉」と言われる。

日本の原子力政策の大綱は、1956（S31）年以來、原子力委員会の長期計画という形で、ほぼ5年ごとに決定されてきた。その最初の長期計画で、すでに増殖炉の国産化が最終目標として語られていた。原子力発電では、使用済み核燃料をそのまま廃棄にする方式と、使用済み核燃料から残存ウランと生成されたプルトニウムを抽出し再利用する「再処理」と言われる方式があり、早くから日本は、自前で核燃料を調達するための天然ウランの濃縮、および使用済み核燃料の再処理をふくむ核燃料サイクルの確立をめざしてきた。再処理の目的は、公式には増殖炉で使用するプルトニウムを得るためとされている。

ところで原爆を作るためには、天然ウランから濃縮ウランを作り出すか、使用済み核燃料の再処理によりプルトニウム 239 を抽出するかの、いずれかの方法がある。とくに再処理で抽出されたプルトニウムは純度が高く、これから原爆（プルトニウム爆弾）を作るのは比較的容易とされる。実際にもインドは、民生用原子炉の使用済み核燃料から抽出されたプルトニウムで原爆を作りあげた。もちろん、増殖炉で得られるプルトニウムも高純度で、それ自体すぐれた原爆材料になる。その意味で、核燃料の再処理によるプルトニ

25) 以下は、山本・前掲注17) 267 頁～268 頁から引用。

ウムの抽出、そして増殖炉建設は、いずれも原爆製造に直結する^{センシティブ}機微技術と言われる。そうだとすれば、たとえ直接の目的が民生用であれ、再処理やウラン濃縮のための施設を建設すること、そして増殖炉を建設することは、とりまなおさず、核武装にむけての潜在的能力を高めることになる。

以上を踏まえて、山本は、「将来的な核武装のオプションを残しておくという日本の一部の支配層の思惑を過小視してはならない」²⁶⁾としている。ちなみに、2011年8月、石破茂（当時の自民党政調会長）は、テレビ朝日「報道ステーション」に出演し、次のように語っている。

原子力発電というのがそもそも、原子力潜水艦から始まったものですのでね。日本以外のすべての国は、原子力政策というのは核政策とセットなわけですね。ですけども、日本は核を持つべきだと私は思っておりません。しかし同時に、日本は（核を）作ろうと思えばいつでも作れる。1年以内に作れると。それは一つの抑止力ではあるのでしょうか。それを本当に放棄していいですかということは、もっとそれこそ突き詰めた議論が必要だと思うし、私は放棄すべきだとは思わない²⁷⁾。

また、安富歩（東京大学東洋文化研究所教授）のコメントも紹介しておく、こうである。

日本は日本で、原子力の「平和利用」の導入によって、核兵器を開発するための技術を手にしようと考えていました。そして今日では、核武装のために必要なものを全て、有り余るほど手に入れています。大量のプルトニウム、ウラン濃縮技術、再処理技術、ロケット技術などです。ですから、核武装す

26) 山本・前掲注17) 273頁から引用。

27) 青木美希「石破茂『本心は原発ゼロ』なのに表立って言わぬ訳——政界きつての軍事通が語る『原発と核抑止力』」(2021年8月22日5時30分配信：<https://toyokeizai.net/articles/-/449239>)から引用。

るための潜在能力は非常に高いのです。言い換えれば、日本国民の知らない間に、日本は核武装可能な国になったのです²⁸⁾。

以上述べたとおり、原子力発電には軍事利用が密接に絡んでいる。それゆえ、「原子力産業には、生来的に、安全性を軽視したり、経済性を度外視したり、透明性が低かったりする風土がある」²⁹⁾のである。また、物事の本質が隠されたり、いくら論理を積み上げて正論を展開してみたところでどうにもならないことが起こりがちになる³⁰⁾——結論ありきで議論が進められる(＝シナリオは決まっている)——大きな理由の一つを、そこに見出すことができる。

Ⅲ 原発をめぐる構図——歌舞伎を支える政・官・産・学・メディア

1953年の「平和のための原子力」演説から、国内初の原子炉が稼働するまでの動きを見ると、アメリカと日本国内の推進勢力との連携ぶりが瞭然とする。

1955年の終わりから1957年にかけて、原子力平和利用博覧会が開催される。これは、読売新聞社とアメリカ大使館の主催で、東京の日比谷公園で開催されたのを皮切りに、その後全国各地で行われた一大メディア・イベントであった。ちなみに、当時の読売新聞社主は、正力松太郎——初代原子力委員会委員長・初代科学技術庁長官・日本テレビ社長であり、CIAが極秘文書中で正力のことを呼ぶときの暗号名はPODAM——であり、この博覧会は、正力がCIAにいろいろ協力してきたことへのご褒美として、費用の多くをアメリカ持ちで、正力にも大いに利益がある共同作戦として実施されたものであることが分かっている³¹⁾。

なお、「平和のための原子力」というスローガンには、当時アメリカが進めていたニュールック戦略——通常兵器を削減し、核兵器による大量報復能力によっ

28) 安富歩『幻影からの脱出——原発危機と東大話法を超えて』(明石書店、2012年)151頁～152頁から引用。関連して、拙稿・前掲注6)(斎藤＝野田編)274頁注43と275頁注44も参照されたい。

29) 拙稿・前掲注6)(斎藤＝野田編)275頁から引用。

30) 拙稿・前掲注16)101頁注38参照。

31) 拙稿・前掲注6)(斎藤＝野田編)268頁～269頁参照。

て侵略を抑止しようというもの——を推進しやすくするために、世界の核アレルギーを和らげ、大量の核配備を進める目的があり、日本では、アメリカの国策推進のために、原子力に支えられたバラ色の未来を喧伝すべく、原子力平和利用博覧会という、メディアを通じた一大プロパガンダが繰り広げられたことにも注意しておく必要がある³²⁾。

原子力平和利用博覧会についての効果が絶大であったことを、宮台真司が次のように記している³³⁾。

被爆地の広島でも開かれて11万人が来場しましたが、全国では260万人にも及びました。アメリカの原子力委員会は報告書にこう記しています。「日本人の原子力エネルギーへの態度をめざましく変えた。大統領の平和利用構想にこれほど好意的な国が他にあらうか」。

日本の反核・反米世論を押さえ込むための、原発建設を見据えた原子力平和利用博覧会は、大成功に終わりました。そして、博覧会の終了直後にあたる1957年8月に、日本で最初の原子力発電所にあたるアメリカ製の実験炉が東海村で稼働した、というわけです。

また、正力が初代委員長を務めた原子力委員会に関連して、宮台は次のように述べている³⁴⁾。

この連携〔仮屋注：アメリカと日本国内の推進勢力との連携〕が国内の有力反対者を取り除く過程を原子力委員会に見出せます。ノーベル賞を受賞した物理学者の湯川秀樹ゆかわひできや同じく物理学者の藤岡由夫ふじおかよしおは当初原子力委員会の委員でしたが、正力委員長が原発早期建設を既定路線としたことに抗議して湯川が脱会しました。

32) 拙稿「コーポレート・ガバナンス放談(下)——改革の政治経済学——」ビジネス法務15巻9号(2015年)110頁以下、113頁を参照。

33) 以下は、宮台・前掲注7) 168頁～169頁から引用。

34) 以下は、宮台・前掲注7) 175頁～176頁から引用。

識者や学識経験者を据えた原子力関連の委員会が、政治的に確定済みである既定路線の「提^{ちようちん}灯持ち」としての機能しか与えられない、という今日まで続く反民主主義的なデタラメぶりが、1956年に成立した原子力委員会から当たり前のように横行していたわけです。

これまで述べたところから、メディアを用いて国民の精神的な地ならしが行われ、既定路線が推し進められてきたことが分かるだろう。状況は今も同じである。

メディアによる地ならしに関連して述べておくと、たとえば、黒川清は、報じられたくないこと——原子力政策推進をベースとする政府・電力会社にとって不都合な事実ではあるが、国民に知らせるべきこと——を報じることがマスメディアの役割であるのに、それをやろうとしない日本の大手メディアは、政府・電力会社の広報機関に成り下がっていることを述べている³⁵⁾。メディアがこうなるのは、電力会社によって流される巨額の広告費に、メディアが絡め取られてしまうからであると考えられる³⁶⁾。

また、猿田佐世（新外交イニシアティブ〔ND〕事務局長を務める弁護士）は、こう述べている³⁷⁾。

日本政府や日本の既得権益層は「対米従属」の姿勢を表では装いながら「ワシントン拡声器」を使って、実は自らの望む政策を推進している〔。〕

原発問題では、自分たちに都合のいい「早く再稼働せよ」という声だけを選択して利用し、自分たちに都合が悪い「再処理継続への懸念」の声は拡散しないようにする。

猿田が「『ワシントン拡声器』を使って」という意味は、日本国内ではニュース性のないことでも、ワシントンで話せば日本では重大ニュースとして取り上げ

35) 黒川・前掲注3) 198頁～201頁を参照。

36) 以上について詳しくは、拙稿・前掲注6) (歪められる制度) 64頁～65頁を参照。

37) 以下は、猿田佐世『自発的対米従属——知られざる「ワシントン拡声器」』(KADO-KAWA, 2017年) 122頁から引用した。

られることを熟知している日本人が、シンクタンクやロビイストに膨大な資金を投入して、自分が推進したい政策を日本で進めるために、ワシントンをうまく利用することを指している³⁸⁾。

メディアを用いた国民の精神的な地ならしは、このようにして行われているわけである。

ちなみに、宮台真司は、福島第一原発事故が起きた当時（事故から3日以内）、ツイッターで、「政府や東電やマスコミの報道を信じると大変なことになる」という趣旨のメッセージを流したようである。このようなメッセージを流した理由を、宮台は6つ箇条書きにしているが³⁹⁾、4番目と5番目がマスコミに関わり、そこには、「もともと調査報道能力が欠如し、官報を垂れ流す記者クラブ浸けのマスコミ」「最大口のスポンサーシップの一つが電力会社である広告代理店とマスコミ」とある。

既定路線の推進という点に関連しても述べておこう。宮台は、「原子力ムラは『政官財学+マスコミ』の全てに関係し、あまりに根深い」⁴⁰⁾と述べているが、「再処理」に関連して、次のように語っている⁴¹⁾。

原子力ムラも、政官財学の「鉄の四角形」からなる究極の相互扶助的な共同体です。かつてこの共同体にいたことのある友人がこう言いました。「原子力ムラの上層には、再処理騒動以降、原子力発電の合理性や妥当性を信じる者は、殆どいなくなった」と。

再処理騒動というのは六ヶ所村に建設中の、使用済み核燃料の再処理工場をめぐる2004年の、とりわけ経産省内における賛成派と反対派のバトル。試算したら再処理コストが膨大になるがゆえに反対派が優勢だったのが、経産省人事で反対派が一掃されたのです。

背後で何があったのか。政策的合理性ゆえに賛成派が勝利したわけではな

38) 拙稿・前掲注6) (歪められる制度) 66頁を参照。

39) 宮台真司『私たちはどこから来て、どこへ行くのか』(幻冬舎、2017年) 91頁～92頁を参照。なお、本稿では、2014年に出版された同書の文庫版を参照した。

40) 宮台・前掲注39) 101頁から引用。

41) 以下は、宮台・前掲注39) 97頁から引用。

いことさえ弁えれば良いでしょう。僕が「合理的でも妥当でもないと分かっている、なぜ原子力ムラは原発を推進するのか」と尋ねると、彼は「今さらやめられないからだ」と答えました。

原発推進政策には、合理性も妥当性もない。しかし、それを止めることができない。古賀茂明（元経済産業省官僚）のコメントに目を向けると、その理由の一端が分かる⁴²⁾。

原発は決して安全ではない。事故が起れば、取り返しのできない被害を生じる点で、ほかの人災とは根本的に異なる。また、使用済み核燃料をはじめとした核のゴミの処理も日本では事実上不可能だ。それに適した土地が地震国日本にはないからだ。せいぜいできるのは、そのゴミを忘れられないように目に見える形で安全に保管するように努めることだけである。

こうしたことをまじめに考えれば、原発は今すぐにも止めて廃炉を目指すべきだというのが普通の結論だろう。しかし、そういうことを受け入れない人たちもいる。自民党や経産省のように、利権のため、核兵器開発のためという確信犯も多い……。

合理性も妥当性もない政策を止められない理由には、「利権」と「核兵器開発」がある、ということである⁴³⁾。「核兵器開発」についてはすでに触れたので、ここでは「利権」に着目してみよう。この点は、宮台が言う「究極の相互扶助的な共同体」ということにも関わることになる。古賀茂明は述べている⁴⁴⁾。

42) 古賀茂明『国家の共謀』（KADOKAWA、2017年）149頁から引用。

43) 古賀は、「利権」や「核兵器開発」以外の理由で原発推進を是とする者もあり、彼らは、原発がほかの電源よりも安いということを信じているが（古賀・前掲注42）149頁～150頁）、「今や、原発が高いというのは世界の常識だ」（同書153頁から引用）としている。原発が経済的にペイしないという古賀の主張については、同書149頁～154頁を参照されたい。

44) 以下は、古賀茂明＝佐高信『官僚と国家——菅義偉「暗黒政権」の正体』（平凡社、2021年）134頁（古賀茂明発言）から引用。

電力ってなんであんなに強いんだろうと思う。もちろん巨大な会社ではあるんですが、それ自体の巨大さゆえの強さではない。つまり電力会社は、他のほとんどすべての企業から見て、すごく儲けさせてくれる会社なんです。

たとえば鉄を使うという場合、自動車会社とかいろいろなところが対象になるわけですが、鉄鋼会社からすると、トヨタならトヨタに納めるときに、これトン当たり幾らですと言って、言い値で買ってくれるということはまずないわけですね。ところが電力会社は言い値で買ってくれる。なぜかという、そのコストをすべて電力料金に乘せられるからです。だから電力会社は、絶対に儲かる形で、しかも大量ロットで発注してくれる。ゼネコンから見てもそうだし、原発のみならず、電気や機械の設備を納入している重工や電機メーカー、近隣の飲食店やデパートにとってもそうです。

とにかく、言い値でそのまま、絶対に値切らずに支払ってくれるところだから、圧倒的にいいお客さまで、みんなが足を向けて寝られない。

関連して、山本義隆のコメントも紹介しておきたいのであるが、その前に、読者諸氏には、次の事実を頭に留めておいて欲しい。①日本は、1990年まで、ほぼ2基弱というハイペースで原発の建設を進め、20世紀末には、50基を超えるほどの原発大国になったこと、②電力需要が増加したために原発の製造が継続されたわけではなく——第二次石油危機以降は省エネが普及したことなどにより、電力消費は頭打ち——、原発を作ったことで、1980年代には、電力需要の掘り起こしが必要になっていたこと、である⁴⁵⁾。

では、少し長くなるが、山本のコメントを見よう⁴⁶⁾。

70年代、80年代の原発建設ラッシュは、ひとつには、高度成長終焉後にも「原発御三家」と称される日立、東芝、三菱といった原発メーカー、さらにはゼネコン、鉄鋼、セメント等の企業を儲けさせるためのものであった。言うならば原発ビジネスのための原子力開発であった。実際、一基5000億

45) 山本・前掲注17) 275頁～276頁参照。

46) 以下は、山本・前掲注17) 276頁～277頁から引用。

といわれる商品が、市場を介することなく毎年確実にほぼ2基のペースで買上げられるのであり、軍需生産と同様、メーカーにとってこれほど旨い話はない。米国流の新自由主義のかけ声のもと、規制緩和・自己責任が叫ばれ、社会保障費が抑制され、社会的弱者のためのセーフティネットがつつぎ撤廃されている反面、戦時下に形成された官産の総力戦体制は依然として健在で、とりわけ軍需産業や原発メーカーは「国策会社」として過剰に保護されていたのである。

そして原発推進のいまひとつの目的は、政治家や官僚の利権構造を維持するためであった。

そのようなことが可能となるのは、電力会社では、総括原価方式によっていくら経費がかかってもその何パーセントかの利益を上積みできるように、電気料金が設定されていたからである。そのため電力業界は、他の業種では考えられない潤沢な宣伝費を使ってマスコミを抱き込み、同様に、多額の研究費の寄付で大学の研究室を買収し、都合の良いことしか語らないマスコミと御用学者を生み出してきた。それに加えて、原発立地自治体買収法とも言うべき電源三法により自治体に多額の交付金が流れ込み、自治体の原発依存体質が形成されていった。

結局、日本の原発建設は、政・官・産・学そしてメディアからなる原子力ムラの利害のためになされていたのである。もちろんそのことは、資本主義社会でのあり方としても、きわめて不健全で正当性を欠くことである。

以上述べたところから、古賀が用いた「利権」という言葉、そして、宮台が用いた「究極の相互扶助的な共同体」という言葉、そうした言葉の意味が分かっただけではないかと思う。

ところで、経済産業省内における「再処理」をめぐる賛成派と反対派のバトルにおいて、再処理コストが膨大になるがゆえに反対派が優勢であったところ、人事で反対派が一掃されたことを、宮台真司が述べていたが、経済産業省の人事については、元経済産業省の官僚である古賀茂明が注目すべき発言をしている⁴⁷⁾。

特に電力会社はもう、半ば国有企業というか、力関係が逆転しているんです。経産省が規制しているから、経産省のほうが強いはずなんですが、実際には電力のほうが強くなっていて、電力が人事にまで介入するということが起きている。だから現場では、電力会社が怒るようなことはできない。

それをやると逆鱗に触れて、僕みたいにエネ庁に行けないというだけじゃなくて、下手するとどこかに飛ばされるわけです。逆に、仲良くやっていれば、本当にいろんなおいしい甘い汁を吸えるということで、規制しているはずなのに、経産省は逆に電力会社に取り込まれて従属していると言っていい。「規制の虜」と言われているんですけど、そういう現象になっていると思います。

「規制の虜 (regulatory capture)」というのは、規制の経済学 (economic theory of regulation) において、規制される産業が規制当局の方針をコントロールしている状況を指して使われる言葉である⁴⁸⁾。

古賀のコメントは、評論家の佐高信との対談においてなされたものであるが、この対談は、上記の古賀の発言に続けて、以下のように展開している⁴⁹⁾。

佐高：いま東電に、経産省から行っている人は、上のほうにいるんですか？

古賀：いますね、役員クラスで。原子力損害賠償とか、すべて政府のお金でやっていますから。以前は嶋田君が行っていました。

佐高：嶋田というのは、あの次官をやった人ですね。

古賀：そうです。経産省でもかなり優秀な人が行っている。

佐高：電力は一応、経産省のコントロール下にあることになっているのに、逆に電力からコントロールされているという指摘はショックですが、リアルな現状として、そのとおりなのでしょうね。官僚組織の改革と、電

47) 以下は、古賀 = 佐高・前掲注 44) 136 頁 (古賀茂明発言) から引用。

48) Michael E. Levine, Regulatory Capture, in 3 THE NEW PALGRAVE DICTIONARY OF ECONOMICS AND THE LAW 267 (Peter Newman ed., 1998).

49) 以下は、古賀 = 佐高・前掲注 44) 137 頁から引用。

力の改革は同時に進められなければならないという実感を、さらに強くさせられました。

古賀と佐高の対談は、経済産業省が電力会社の「虜」になっていることをうかがわせるが、実際、黒川清が委員長を務めた国会事故調は、まさにその観点から福島第一原発事故を位置づけている⁵⁰⁾。

なお、黒川は、原子力問題・年金問題・医療問題など、さまざまな問題を調査検討する独立調査委員会を作るべきことを提言しているのであるが、その理由をこう述べている⁵¹⁾。

今までは、それを役所が仕切ってさまざまな審議会を運営していた。審議会の多くに共通するのは、以下の点である。

- ・委員の人选は霞が関が行い、事務局は官僚が担当する。
- ・委員である「学識者・有識者」は、幾つもの審議会を経験した「常連」が多い。
- ・初めに結論ありき。
- ・報告書は事務局が作成する。審議された内容とは異なる「作文」も多い。
- ・報告書には、いわゆる「霞が関用語（役人特有の修辞技術、解釈の仕方がいくらでもある抽象的な言葉など）」が使われる。
- ・審議のプロセスが国民に見えない。
- ・審議会そのものが「飾り物」であることも多い。

ひとことで言えば、「役所の紐付き」「出来レース」だ。霞が関は、自分たちが作っている政策に御用学者からお墨付きをもらうために審議会をやっているだけ、と言っている。それが利権に結びついてしまう点に、一番の問題があった。

50) この点については、拙稿・前掲注6) (歪められる制度) 63頁～64頁で論じたことがあるので、そちらを参照していただきたい。また、「規制の虜」については、拙稿「コロナ・パンデミックの振り返りのために——制度のダイナミクスを見るための補助線——」法律時報93巻11号(2021年)70頁以下、74頁～76頁も参照されたい。

51) 以下は、黒川・前掲注3) 210頁から引用。

つまり、黒川は、先の宮台のコメントにあった「デタラメぶり」——「識者や学識経験者を据えた原子力関連の委員会が、政治的に確定済みである既定路線の『提灯持ち』としての機能しか与えられない、という今日まで続く反民主主義的なデタラメぶり」——を是正するために、独立調査委員会を作るべきことを提言しているわけである⁵²⁾。

以上、「原発をめぐる構図」を見てきたが、宮台真司が言うように、「原子力ムラは『政官財学+マスコミ』の全てに関係し、あまりに根深い」のである⁵³⁾。

IV そして今——「第6次エネルギー基本計画」

2021年10月、日本政府は、「第6次エネルギー基本計画」（以下、「基本計画」

52) 「報告書は事務局が作成する。審議された内容とは異なる『作文』も多い」という黒川のコメントは、会社法研究者の江頭憲治郎（東京大学名誉教授）が、法制審議会の会社法関係の部会の審議に関連して、「事務当局は、学者の主張のうち事務当局の立場に沿うものは検討案に取り入れ、そうでないものは衆寡にかかわらず無視する」と述べていたことを想起させる（江頭憲治郎「会社法改正によって日本の会社は変わらない」法律時報86巻11号〔2014年〕59頁以下、59頁注1参照）。これとの関連で紹介しておく、会社法研究者の上村達男（早稲田大学名誉教授）は、平成17年の「会社法」制定に関連して、次のように記している。

部会長〔仮屋注：法制審議会の会社法（現代化関係）部会の部会長〕であられた江頭憲治郎教授のご意向が事務局によって大幅に無視されていた経緯を見てきたことも記しておくことが公平であろう。

上は、上村達男『会社法は誰のためにあるのか——人間復興の会社法理』（岩波書店、2021年）262頁からの引用である。

また、長谷川幸洋（財政制度等審議会臨時委員〔2005年～2008年〕・政府税制調査会委員〔2006年〕の経歴を持つジャーナリスト）は、審議会についてこう述べている。

財政審や政府税調など「有識者」を集めて、議論しているような形は整えるが、実際にはとっくに結論を決定している。「議論」は決まっている「結論」を後から権威付けすることが、本当の目的なのだ。だから「結論」とは違う意見が議論の中から出てきても、無視されるだけである。有識者の意見は事前に決めた「結論」と矛盾しない範囲で、ちょっとしたお化粧程度に使われているにすぎない。

上は、長谷川幸洋『日本国の正体：政治家・官僚・メディア——本当の権力者は誰か』（講談社、2009年）161頁～162頁からの引用である。

という)を閣議決定した⁵⁴⁾。その中では、「S+3E」を大前提に、2030年度の新たな削減目標や2050年カーボンニュートラルという野心的な目標の実現を目指し、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うとの発想に立つことが今後のエネルギー政策の基本戦略となる⁵⁵⁾としたうえで、原子力利用については、「再稼働や使用済燃料対策、核燃料サイクル、最終処分、廃炉等の原子力事業を取り巻く様々な課題に対して、総合的かつ責任ある取組を進めていくことが必要である⁵⁶⁾」とされ、「東京電力福島第一原子力発電所事故後も、国際的な原子力利用は拡大を続ける見込みであり、特にエネルギー需要が急増する中国やインド、新興国において、その導入拡大の規模は著しい。我が国は、……再稼働や廃炉等を通じた現場力の維持・強化が必要である⁵⁷⁾」と述べられている。つまり、原発は、再稼働に向かって前進しているわけである。

また、「基本計画」では、「我が国は、……使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている⁵⁸⁾」として、核燃料サイクルについては、六ヶ所村の再処理工場の竣工遅延などが続いてきたことや、「もんじゅ」については、廃止措置への移行が決定され

53) 同じことは、「米軍基地の問題」についても言える。矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』(集英社インターナショナル、2014年)には、以下のようにある。

だれもおかしいと思いつつも、大きな流れをどうしても止められない。解決へ向かう道にどう踏み出していいかわからない。そんな状況がいまもつづいています(同書2頁から引用)。

いま、私たち日本人が直面している問題は、あまりにも巨大で、その背後にひそむ闇もかぎりなく深い(同書3頁から引用)。

54) 経済産業省「第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>)を参照。なお、「第6次エネルギー基本計画」もそこで入手できる。

55) 「基本計画」6頁から引用。なお、「S+3E」というのは、エネルギー政策を進める上での大原則で、「安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図る」(「基本計画」18頁から引用)ものである。

56) 「基本計画」66頁から引用。

57) 「基本計画」68頁から引用。

58) 「基本計画」72頁から引用。

たにもかかわらず、「再処理やプルサーマル等を推進する」⁵⁹⁾とされている。さらに、使用済 MOX 燃料の処理・処分の方策については、2030 年代後半の技術確立を目的に研究開発に取組み、高速炉等の研究開発に取り組むとされている⁶⁰⁾。

「もんじゅ」というのは、増殖炉の原型炉であり、1982 年に建設が閣議決定され、1995 年に発電を開始した。ところが、その 4 ヶ月後にナトリウム漏洩火災の重大事故を起こし、ようやく 2010 年に運転を再開したものの、その 3 ヶ月後に再び事故を起こし、2016 年末に廃炉が決定された。22 年間の稼働はわずか 250 日で、かけた資金は総額 1 兆 784 億円である⁶¹⁾。

「プルサーマル」というのは、和製英語である。熱中性子炉 (thermal neutron reactor) でプルトニウム (plutonium) を使うという意味で、plutonium thermal use を日本語流に略してこの言葉が生まれた。プルサーマル方式では、MOX 燃料 (MOX は、mixed oxide の略) でプルトニウムの富化度 (含有率) が 4%~9 % 程度のものを「軽水炉」—— 原発において、冷却材と減速材⁶²⁾として水 (軽水) を用いている原子炉⁶³⁾—— の核燃料として用いるのであるが、MOX 燃料が濃縮ウランに比べて高すぎるため、世界的には普及していない—— 「プルサーマル」という和製英語の存在がそれを物語っている—— ようである⁶⁴⁾。

「高速炉」というのは、「高速増殖炉」—— このネーミングには、プルトニウムが増殖していく速度が「高速」であるようなイメージがあるが、「高速増殖炉」で「高速」なのは、中性子の飛び交う速度であって、増殖プロセスの進行速度ではない⁶⁵⁾—— と呼ばれるもので、廃炉とされた「もんじゅ」がこれである。「高

59) 「基本計画」72 頁から引用。

60) 「基本計画」72 頁~73 頁参照。

61) 山本・前掲書 17) 281 頁参照。

62) 原発において、炉心を駆け巡っている水は、冷却材であるだけでなく、臨界 (核分裂の連鎖反応) が起きるのを手伝っている。具体的には、中性子の速度を引き下げて、核分裂の連鎖反応を促す媒体 (減速材) としての役割も担っているのである。齊藤誠『原発危機の経済学——社会学者として考えたこと』(日本評論社、2011 年) 8 頁~9 頁を参照。

63) 齊藤・前掲注 62) 6 頁参照。

64) 齊藤・前掲注 62) 169 頁参照。同頁では、「プルサーマル方式の発電は、フランスを除くと日本だけで行われている」とされている。なお、MOX 燃料については、同書 154 頁~155 頁を参照。

速増殖炉」で用いられる MOX 燃料は、プルトニウム富化度が、プルサーマル方式の場合と比べて高い (16%~21%)⁶⁵⁾。また、冷却剤に溶融金属であるナトリウムを用いる「高速増殖炉」は、「軽水炉」に比べてはるかに高度な制御技術が必要であるといわれている⁶⁷⁾。

ともかく「基本計画」は、原発技術の発展の方向性を、①使用済み核燃料の再処理から得たプルトニウムやウランから MOX 燃料を製造し、②軽水炉や高速増殖炉の燃料として活用し、③少なくとも高速増殖炉で増殖したプルトニウムについては再処理で抽出すること、に見出しているわけであるが、経済学者の斎藤誠 (名古屋大学経済学研究科教授) は、原子力による発電をあくまで経済的プロジェクトと位置づけるとすると、このような方向性は見直した方がよいとしている。その理由として斎藤があげるのは、(1)プルトニウムが臨界しやすいという本質的な性質のために、MOX 燃料の製造コストが非常に高くなってしまうこと、(2)莫大な費用・時間を投じてプルトニウムを抽出している割には、高速増殖炉でプルトニウムが増殖するペースが遅すぎること、(3)極めて高度な技術と熟練を要する再処理工場・高速増殖炉の運転に必要な優れた人的リソースや職場規律を維持することができるか否かについて、悲観的な見通ししかないこと、である⁶⁸⁾。斎藤の意見を踏まえると、「基本計画」は、経済合理性がない政策を推進していることになる。

さらに、「基本計画」は、「核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場と MOX 燃料工場が 2020 年に原子力規制委員会から規制基準に基づく許可を得たところであり、安全確保を大前提に、関係事業者による支援も含め、これらの施設の竣工と操業に向けた準備を官民一体で進める」⁶⁹⁾としているのであるが、六ヶ所村の再処理工場について、山本義隆は、かつて次のように語っていた。

1993 年に建設が始まり、97 年に完成予定であった青森県六ヶ所村の再処

65) 斎藤・前掲注 62) 175 頁参照。

66) 斎藤・前掲注 62) 170 頁参照。

67) 斎藤・前掲注 62) 172 頁参照。

68) 斎藤・前掲注 62) 175 頁~176 頁参照。

69) 「基本計画」72 頁から引用。

理工場も、実に23回の稼働延長を重ね、いまなお稼働できていない。現在は2018年に稼働予定とされているが、これも事実上、破綻していると見るべきである。「燃料を消費しながら生成しつづける」という夢の増殖炉計画は、20世紀技術の蜃気楼でありつづけ、21世紀になってついに消滅したのである⁷⁰⁾。

これに続けて、山本は、こう述べていた。

しかしそれにもかかわらず、日本政府は、増殖炉建設計画と再処理による核燃料サイクルの延命を語っている。その背景として、ひとつには、核燃料サイクルの放棄を決定すれば、再処理のためのものとして現在各原発に保有されている使用済み核燃料がすべて「廃棄物」にかわり、電力会社の資産が激減するという、これまで決断を先送りしてきたことのつけが回ってきたと言うしかない「不都合」が語られているが、いまひとつには、先にふれた一部の政治家と外務官僚が画策してきた潜在的核武装路線が考えられる。核武装に直結するプルトニウムの備蓄のための表向きの口実を、政府は手放していないのである⁷¹⁾。

「第6次エネルギー基本計画」は、山本義隆のこの言葉を踏まえて読むべき文書である。

V おわりに

黒川清のコメント——「日本の原発政策は、政府、原子力産業、さらに国内メディアや学者も取り込んだシナリオができていて、皆が一体となってシナリオ通りに演じていました。まるで歌舞伎のように」——の意味は、これまで述べたところから明らかであろう。さらに、原発問題はルール形成のあり方を考える上で

70) 山本・前掲注17) 281頁～282頁から引用。

71) 山本・前掲注17) 282頁から引用。

興味深い素材を数多く提供しており、制度のダイナミクスを分析する目を養うのに格好のものであることも、読者諸氏に伝えることができたのではないかと思う。

以前、私は、「原発問題と会社法」という小論において、「原子力事業者により利便的な規制のバイアスが、簡単になくするとは思えない」⁷²⁾ことや、「日本弁護士連合会が主張しているような、原賠法が定める責任集中制度を削除する立法提案が実現するのであれば、また、話は変わってくるのであるが、規制の経済学を考慮すると、それが実現する可能性は低いといわざるをえない」⁷³⁾ことを考慮して、「原子力発電事業を営む電力会社を念頭に置くと、……モラル・ハザード〔飯屋注：不法行為コストの外部化〕に対処するには、強制保険の活用や、安全基準を課すという手法だけでは不十分である。そうすると、やはり、取締役の対第三者責任によってインセンティブを是正するという手法に頼らなければならない」⁷⁴⁾と主張した。

この主張は、例外を一般化するような議論になっている。そのことは、私も自覚している⁷⁵⁾。しかし、本稿で述べた「原子力発電事業の背後にある制度的構図」を踏まえて、私は、敢えてあのような主張をした。合理性も妥当性もないシナリオがどんどん進められる歌舞伎の舞台上で、「論理的に整合性のある実効的な

72) 拙稿・前掲注16) 101頁から引用。

73) 拙稿・前掲注16) 101頁から引用。なお、注は省略した。

74) 拙稿・前掲注16) 101頁から引用。

なお、「安全基準」に関連して、参考までに、関西電力大飯原発3号機・4号機の運転差止を命じる判決（福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁）を下した元裁判官の樋口英明の言葉を紹介しておこう。樋口英明『私が原発を止めた理由』（旬報社、2021年）42頁には、以下のようにある。

700ガルを基準地震動とする大飯原発は震度6弱の地震で危うくなり、震度7の地震によって絶望的な状況になるのです。また、三井ホームの耐震性〔飯屋注：同書40頁によると5115ガル〕に比較しても遙かに劣ることから、地震による事故発生確率は極めて高いといえます。

そして三井ホーム等のハウスメーカーの耐震性が例外的に高いというわけではないのです。改正された建築基準法は一般住宅も震度6強～震度7にかけての地震に耐えられるように建築することを命じています。

本文で述べたとおり、「規制の虜」を念頭に置くと、「安全基準」など頼りにはならない。この主張を裏打ちする記述がここにある。

解決を導き出すことができるような舞」を舞うことなど、到底できそうもないと思ったからである。

以上のとおり、本稿は、上掲の論攷「原発問題と会社法」の補論的な位置づけとなる小論でもある。そのことを付言して、筆を擱く⁷⁶⁾。

75) 拙稿・前掲注16)については、本学の玉井利幸教授から「読んでいて、二段階創造説が浮かんできました」という率直なコメントをいただいた。あまりにびったりの喩えに思わず笑ってしまった。念のために付言しておく、「二段階創造説」というのは、「手形法」で手形理論を学ぶときにでてくる、著名なあゝの学説である。手形理論については、たとえば、川村正幸『手形・小切手法〔第4版〕』（新世社、2018年）50頁以下を参照されたい。

76) 筆を擱くにあたり、会計学の研究者の知見を読者と共有しておきたい。ここで取り上げたいのは、金森絵里（立命館大学経営学部教授）の研究「原発会計の可塑性」（日本情報経営学会誌 Vol. 40, No. 1・2〔2020年〕48頁以下）である。

金森は、「原発の経済性が厳然たる実体として自然に存在するのではなく、社会的文脈のなかで創造されるものとして理解できること」（同論文48頁から引用）を論じているのであるが、その中で、「廃炉会計」「再処理会計」に光を当て、福島第一原子力発電所事故後、原子力発電事業者によりになるような制度の改変が行われてきたことを指摘している。そのうちのいくつかを紹介しておきたい。

たとえば、2013年に解体引当金省令が改正された背景には、「再稼働が進まないなかで、原子力の発電実績に応じた生産高比例法による費用計上を続けると解体費の確保が困難になるという状況があり、これに対応するために定額法に変更され……定額法によると原発の稼働の有無にかかわらず解体費を引き当てることになり、これを電気料金に含めて回収することができる」（同論文57頁から引用）ようになったことが指摘されている。

同じく2013年には、電気事業会計規則が改正された。その改正について、金森は、こう述べている。

この制度が適用されたのは、2014年3月期に廃炉となった福島第一原子力発電所5、6号機である。期首における福島第一原子力発電所5、6号機の残存簿価は1,564億円であった。このうち「廃止措置資産」に区分された部分が1,368億円、「発電のみに使用される資産」に区分された部分が196億円とされた。減損会計を適用するという従来の慣行にしたがえば、この期は1,564億円の減損損失を計上するところであったが、廃炉会計制度の変更によって、366億円（「発電のみに使用される資産」の減損損失196億円＋「廃止措置資産」の減価償却170億円）が費用・損失として計上された……。なお、この期における東京電力の経常利益は1,014億円であったから、損失額縮小の影響は大きかったといえる（同論文58頁～59頁から引用）。

2016年には、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）により、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」の題名が「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」と改められるとともに、使用済燃料再処理機構が設立され、使用済燃料再処理拠出金という制度が創設されたが、

これについて、金森は以下のように述べている。

引当金・積立金制度から拠出金制度への変更は、単に使用済燃料再処理機構が拠出金を収納することになったという変更にとどまらず、そのような変更を機に、原発コストを新電力にも負担させ、核燃料サイクルを継続させる、という価値評価と具体的施策の実行を伴ったといえる。むしろ、そのような価値評価の実現のほうが主眼だった可能性も否定できない。したがって、この変更に伴って、使用済燃料再処理事業費という概念の含む範囲が拡大されたことも、このような状況となんらかの関係があるのではないかと疑うことも、あながち不当とはい切れぬ（同論文 61 頁から引用）。

「使用済燃料再処理事業費という概念の含む範囲が拡大された」理由、すなわち、使用済燃料再処理事業費という概念の定義が変更された理由は明らかにされていないようであるが、これにより、2017 年 3 月期以降は、「使用済燃料再処理等事業費」に MOX 燃料加工事業費——2016 年 3 月期までは、燃料加工費としての整理が妥当であるとして、引当金・積立金の計算に含まれていなかった——が含まれるようになった。また、引当金・積立金制度から拠出金制度への変更を機に、2020 年以降も総括原価方式が残る送配電事業における託送料金に「使用済燃料再処理等事業費」を加算するという制度変更も行われている（同論文 60 頁を参照）。

村井秀樹（日本大学商学部会計学科教授）の言葉——村井秀樹「核燃料サイクルと再処理等拠出金法における会計問題」商学研究第 34 号（2018 年）83 頁以下——を借りつつ、金森は述べている。

「再処理費用は原発を持っている事業会社のみ負担すべきであり、発電事業者である新電力にはその負担を負わなくてもよいはずである」（村井, 2018, p. 94）のに、「自由化の流れの中で価格競争に圧倒的に不利になる」（同上）ことを回避するために、原発事業をおこなっていない新電力にも使用済燃料再処理事業費を負担させることになった。さらに、「実質破綻している『核燃料サイクル』を継続できるように、国家主導の制度設計のなかに組み入れた」（村井, 2018, p. 95）という指摘もある（金森論文 60 頁～61 頁から引用）。

ちなみに、村井はこう述べている。

核燃料サイクルの中核ともいえる高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故、そして廃炉決定という現実を顧みず、あくまでも再処理を継続するために、国は新たな「再処理等拠出金法」の会計基準を定めた。これは、再処理に関わる費用を積立金方式から拠出金方式への〔「と？」：飯屋注〕変更するものである。これによって、電力会社の経営状態が悪くなくても、国の指導のもと再処理が確実に実施されるのである（村井論文 97 頁から引用）。

ここで紹介した会計学の研究者のコメントを踏まえると、「第 6 次エネルギー基本計画」は、山本義隆の言葉を踏まえて読むべき文書であることが、よりよく理解できるであろう。また、「原発問題は、制度のダイナミクスを分析する目を養うための格好の素材である」と、私が述べる理由も汲み取ってもらえるのではないかと思う。